

# 特定建設作業の手引き ～電子申請について～

所沢市

環境クリーン部 環境対策課



# はじめに

特定建設作業とは、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法に定めるものを言います。特定建設作業では、騒音や振動のレベルが大きいため、事前の周知や周辺住民の方の理解が必要です。

このリーフレットは、特定建設作業における電子申請の手引きとして作成したものになります。なお、特定建設作業について詳しく知りたい場合には、当市HPも参考にさせていただけると幸いです。

【当市HP】

<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/seikatukankyo/kankyohozen/souon/toku-teikensetusagyou.html>

## 電子申請について

### 1. 電子申請の対象

- ・所沢市にて実施予定の特定建設作業（下記を除く）である。

以下の申請については、環境対策課（高層棟5F）窓口にて、書類の提出を行ってください。

- ・道路法に伴う場合等の、夜間又は日曜その他の休日に行う特定建設作業。
- ・特定建設作業を実施する場所の用途地域が、「工業地域又は工業専用地域」であり、尚且つ特定建設作業を、「6時～7時又は19時～22時」に行う予定がある場合。

### 2. 電子申請の方法

- ・電子申請は、当市電子申請サービスから行います。

【電子申請サービス】

[https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=79328](https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79328)

（参考）電子申請サービス



# 特定建設作業とは

## 1. 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類については、以下の「別表1」を参考にしてください。  
 くい打については、工法によって規制対象の有無が決まりますので、以下の「別表2」を併せてご確認ください。

別表1 特定建設作業の種類

騒音	振動
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機(もんけん・圧入式を除く。)、くい抜機(油圧式を除く。) 又はくい打くい抜機(圧入式を除く。)を使用する作業
びょう打機を使用する作業	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるもの、定格出力15キロワット以上)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	ブレーカー(手持式を除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
コンクリートプラント(混練容量0.45立法メートル以上)又はアスファルトプラント(混練重量200キログラム以上)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	(注) 1 定格出力：IPS(仏馬力) = 0.7355kW 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーは(低騒音型機械)は、国土交通省ホームページで確認できます。 【国土交通省ホームページ】 <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html</a>
バックホウ(定格出力80キロワット以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
トラクターショベル(定格出力70キロワット以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	
ブルドーザー(定格出力40キロワット以上、ただし環境大臣が指定するものを除く。)を使用する作業	

別表2 各種くい打工法の規制対象一覧

工法・機械名称			騒音	振動	備考	
既成くい	直打工法	ディーゼルパイルハンマ	○	○		
		ドロップハンマ	○	○		
		パイルエキストラクタ	○	○	くい引抜に使用	
		もんけん(人力を動力とするもの)	×	×		
		油圧ハンマ	○	○		
		エアーハンマ	○	○		
	振動工法	パイプロハンマ	○	○	くい引抜にも使用	
	圧入工法	油圧、ワイヤー圧入	(注)	×	くい引抜にも使用	
	埋め込み工法	プレーボーリング工法	アースオーガー+直打工法	×	○	先端打撃工法
		セメントミルク工法	アースオーガー+根固め	×	×	先端根固め工法
中堀工法		アースオーガー+直打工法	×	○		
現場造成くい(場所打くい)	オールケーシング工法(ベノト工法)		×	×		
	アースドリル工法		×	×		
	リバースサーキュレーション工法		×	×		
	地下連続壁工法		×	×		

特定建設作業の規制 ○：対象 ×：対象外

(注) くい打機及びくい抜機のみ対象、圧入式くい打くい抜機は規制対象外



# 電子申請での提出方法

## 1. 電子申請の流れ

①電子申請サービスを開いてください。

【電子申請サービスHP】

[https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=79328](https://apply.e-tumo.jp/city-tokorozawa-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=79328)

②「利用者登録せずに申し込む方はこちら」を選択してください。

The screenshot shows the 'Tokorozawa City Electronic Application and Submission Service' homepage. The navigation menu includes '申請団体選択', '申請書ダウンロード', and '予約手続き'. The main content area is titled '手続き申込' and contains a '利用者ログイン' section with fields for '手続き名' and '受付時間' (2024年7月22日16時00分～). A red circle highlights the link '利用者登録せずに申し込む方はこちら'.

③利用規約をご覧の上、ご理解いただける場合には、画面を下にスクロールしていただき、「同意する」を選択してください

The screenshot shows the '利用規約' (Terms of Service) page. It contains sections for '目的' and '利用規約の同意'. At the bottom, there are two buttons: '一覧へ戻る' and '同意する'. The '同意する' button is circled in red.

④各項目に必要な事項を入力してください。

The screenshot shows the application form. A red box highlights the '届出日' (Submission Date) field with a dropdown menu showing '令和 6 年 7 月 25 日', the '1. 申請者情報' section, the '法人名' (Company Name) field, and the '担当・グループ名' (Responsible Person/Group Name) field.

\*各項目の説明、注意事項は次ページ以降をご覧ください。

## 2. 電子申請項目説明

### ○届出日

届出日は申請日が自動的に入力されます。そのため、日付の変更はできません。

### ○1. 申請者情報

本申請についての担当者の情報を入力してください。

\*届出者（元請業者）の情報ではありません。本申請について、連絡事項があった際に、利用します。

### ○2. 申請内容確認

#### ・該当法令選択

今回申請する法令（騒音規制法、振動規制法又は両法令）を選択してください。

#### ・届出書作成状況

特定建設作業実施届出書を事前に作成されている方は、「特定建設作業実施届出書を作成済みです」を、電子申請上で作成される場合は、

「特定建設作業実施届出書をこれから作成します」を選択してください。

\*作成済みを選択された場合は、「4. 添付資料」まで読み進めてください。

### ○3. 届出情報

・3-1 届出者（元請業者）の情報を入力してください。

・3-2 建設工事の名称を入力してください。

例) ○×△□ビル解体工事

・3-3 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類を入力してください。

例) オフィスビル（鉄筋コンクリート造7階建）

・3-4 該当する特定建設作業の種類を選択し、当該作業にて使用する機械の名称、型式及び仕様などを入力してください。

・3-5 作業を行う場所の情報を入力してください。

・3-6 特定建設作業の開始日（申請日から8日後以降の日付）、終了日、特定建設作業を実施する期間（作業の休止日を含まない期間）を入力してください。

\*使用予定する可能性がある期間を入力してください。

4月1日	4月2日	4月3日	4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日	4月9日	4月10日	4月11日	4月12日
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
開始日					作業休止日						終了日

← 5日間 →

← 5日間 →

例) 上記の場合 開始日から終了日まで12日間 - 休止期間2日間  
= 実施する期間10日間

- ・ 3-7 特定建設作業の開始時間、終了時間、実働時間（休憩時間は除く）、作業日を入力及び選択してください。  
\*特定建設作業では、以下の作業は禁止されています。（工業地域、工業専用地域を除く）
  - ① 19時～翌7時までの作業
  - ② 作業時間（実働時間）が10時間を超えての作業
  - ③ 日曜・休日の作業
- ・ 3-8 騒音、振動の防止方法を入力してください。
- ・ 3-9 工事の発注者の情報を入力してください。
- ・ 3-10 届出者の現場責任者の情報を入力してください。  
\*工事開始後に苦情があった際に、連絡することがあるため、連絡の取れる電話番号を入力してください。
- ・ 3-11 下請人の作業状況、必要に応じて情報を選択、入力してください。  
\*下請人作業状況にて、「下請人は作業をしません」を選択された場合は、「4. 添付資料」まで読み進めてください。
- ・ 3-12 下請人の現場責任者の情報を入力してください。

#### ○ 4. 添付資料

- ・ 添付資料の提出方法を選択してください。  
\*添付資料は各ファイル3MBまでの容量制限があります。容量制限により提出が出来ない場合には、「電子メールにて提出する」を選択してください。

#### 【提出書類】

- ・ 2にて「特定建設作業実施届出書をこれから作成します」を選択された方  
\* 特定建設作業実施届出書を添付してください。

#### 全ての方

- ・ 周辺見取図、工程表、使用機器のカタログ、工事の周知文（任意）を添付してください。

#### 【添付方法】

① 左記「ファイルの選択」をクリックする。

② 添付書類を選択し、画面下部の「開く」をクリックする。





## ○ 5. 注意事項

- ・本申請にて、特定建設作業実施届出書を作成された方は、下記「確認へ進む」をクリックし、次ページ下部のPDFプレビューをクリック、今回作成された書類を、添付資料と共に保管してください。

記入内容について **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

次ページにて今回の申請のPDFデータが出力できませんので、必ず出力の上、保存いただきますようお願いいたします。

[確認へ進む](#)

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込まないので、ご注意ください。
- ・入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了しておりませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

[入力中のデータを保存する](#) [保存データの読み込み](#)

電話番号

メールアドレス

2. 申請内容確認

該当法令選択

届出書作成状況

4. 添付資料

添付書類の提出方法

5. 注意事項

記入内容について

[< 入力へ戻る](#) [申込み >](#)

※PDFファイルは一度パソコンにダウンロードしてから開くようにしてください。

[PDFプレビュー](#)

\*PDFプレビューは騒音、振動それぞれの様式が出力されます。

## 【問い合わせ先】

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1  
所沢市役所環境クリーン部環境対策課  
TEL 04-2998-9230  
FAX 04-2998-9195





### 問い合わせ先

〒359-8501

所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市役所

環境クリーン部環境対策課

TEL 04-2998-9230

FAX 04-2998-9195